

## 『新教材集録』『新教』掲載の牧口常三郎の 文章について（補遺その1）

岩 木 勇 作

### ▼解題

本資料紹介では、『新教材集録』、『新教』に収録された牧口常三郎の文章を紹介する。第三文明社版『牧口常三郎全集』（1981～1996年）に未収録および本研究紀要の資料紹介において未掲載の文章である。

戸田城外が1930年代に編集兼発行者として城文堂（後の日本小学館）から刊行した教育雑誌は、『新進教材 環境』を皮切りに『進展環境 新教材集録』、『新教材集録』、『新教』、『教育改造』と順に改題を重ねている。今回掲載するのは、『新教材集録』第4巻第5号、同第5巻第6号、『新教』第5巻第7号、同第5巻第10号、同第5巻第11号、同第5巻第12号、同第6巻第2号、同第6巻第3号、に掲載された牧口常三郎の文章である。掲載時期としては、1934年6月～1936年3月となる。以下、そのリストを示す。

- ① 「教育問題質疑解答欄」（『新教材集録』第4巻第5号）
- ② 「〈巻頭言〉教育国策の審議」（『新教材集録』第5巻第6号）
- ③ 「教育者の信の確立を論ず（下）」（『新教材集録』第5巻第6号）
- ④ 「〈巻頭言〉内閣審議会と文政審議会」（『新教』第5巻第7号）
- ⑤ 「〈巻頭言〉再び内閣審議会と文政審議会に就て」（『新教』第5巻第10号）
- ⑥ 「御盛徳拝聴所感」（『新教』第5巻第10号）
- ⑦ 「〈巻頭言〉教育改造と宗教革命」（『新教』第5巻第11号）※本文省略
- ⑧ 「教育時評」（『新教』第5巻第11号）
- ⑨ 「〈巻頭言〉教学刷新評議会の出現について」（『新教』第5巻第12号）
- ⑩ 「赤化教師の完全転向は如何にして可能なるか—全国数万の赤化青年転向指導のために—」（『新教』第5巻第12号）※本文省略
- ⑪ 「教育時評」（『新教』第5巻第12号）
- ⑫ 「〈巻頭言〉国体明徴と宗教革命」（『新教』第6巻第2号）
- ⑬ 「教育者煩悶相談 教育者の転任の問題」（『新教』第6巻第3号）

以上のリストのうち⑦と⑩の本文は収録および掲載済であるが、一部に異同が認められること、また情報更新の必要性から、本文を省略して解説のみ作成している。

### ▼資料の表記および凡例

各資料の冒頭には書誌情報を主とした簡単な解説を付してある。

資料の表記について、凡例は以下の通りである。

- 一、資料を復元するにあたって、特に断らない限りは、創価大学池田大作記念創価教育研究所所蔵資料を原典とした。
- 一、漢字は新字体に統一した。仮名遣いは、基本的に原文のママ。ただし、変体仮名、仮名合字は現代仮名遣いに改めた箇所がある。踊り字のくの字点は「/ \」で表記した。
- 一、誤字・誤植等が見られた場合は、これに代わる正しい文字および補足を [ ] 内に示した。

### ①「教育問題質疑解答欄」（『新教材集録』第4巻第5号）

#### <解説>

『新教材集録』第4巻第5号、日本小学館、1934年6月15日、31頁掲載。教育問題についての質問（入澤一夫）と解答（牧口常三郎）のやりとりである。質問者の文章はポイントを下げて表示している。

質問者の肩書きに「本誌評議員」とある。『新教材集録』第4巻第4号（4月号、日本小学館、1934年4月15日発行）の巻頭付録「謹告」を見ると、『新教材集録』の評議員は、事前に牧口常三郎や戸田城外をはじめ創価教育学会の会員や創価教育研究所の所員、『新教材集録』編集部などから推薦のあった人物に対して、購読願いおよび本誌評議員としてご推薦を戴きましたという旨を記した葉書を送り、返送の承諾を経て評議員となった者である。評議員の特典は、「1. 本誌に自己の研究物及論文の発表の自由を有す／2. 教育に関する一切の質疑及調査等を自由に依頼し得ること（右の解答は本誌上もしくは直接に責任ある解答をなす）／3. 評議員の希望に依り講習会及研究会に本会より講師をさしむく／4. 日本小学教育研究会（都下実際教育家を以て組織されし、唯一の純学究団体なり）の会友として推薦す／5. 日本小学〔教育〕研究会の研究物を発行の都度贈呈す／6. 評議員上京の節（転任、遊覧共に）は各方面に御便宜を図る／7. 地方在住にて東京より物品購入の場合は本社に御申込下されば調査、照会、購買等出来得る限りの便宜を図る」（前掲「謹告」）の7項目である。この2番目の特典によって評議員である入澤は質問を行っている。また、「謹告」の末尾に掲載された「購読申込書」と「評議員証」のテンプレートにはいずれも「尋常高等小学校」という所属先を書く項目があるため、推薦のあった人物は基本的に小学校教員であることが窺える。

評議員の特典の4、5番目に記載されている「日本小学教育研究会」とは、当時牧口らが純粋な学究団体として組織しようとしていた団体で、同第4巻第4号（5月号、日本小学館、1934年

5月15日発行)には、「日本小学教育研究会／宣言／帝国の非常時、世相日々に頹廢しその底る所を知らず、思想の悖戻滔々として挙げて抗すべからず、国家重大事この秋にすぎたるはなし。今国家社会の振肅革正の烽火の源泉となるべき教育界を一瞥せば慄然として国の前途を憂ひせしめん。／長野県下の赤化教員事件、東京市の教育疑獄、而も、その対策に奔命して未だ改革もならざるに、何事ぞ、文教の司たる文部大臣は汚行の疑を天下に暴露し、まさに教育界混沌、濁悪その帰趨する所を知らず。／人の子の親、八百万の児童を抱へて如何と為すか？ 今にしてその源泉の宿弊革めずんば百年河清を待つも空し、斯に全国憂国俊秀の教育研究家参集し、教育理論、实际教育技術について真挚なる研究、批判、検討をなし、是れを發表実行し聊か教育界の革正、進展に資せんとして、斯に日本小学教育研究会の結成を宣言す。(同17頁)という日本小学教育研究会の宣言書が掲載されている。この宣言書によって日本小学教育研究会は正式には1934年5月に結成されたことが分かる。前出の「謹告」には、「本誌評議員にして読者を五名以上御紹介下され、研究会を組織されし場合は本誌、地方支部として認め、日本小学研究を毎月発行の都度御贈呈申上げ、日本小学館発行の図書御指定に依り新に一部御贈呈申上ます。尚会員一同評議員と同じ特典を有す。」とある。評議員を中心に組織された研究会とは、つまり日本小学教育研究会の地方支部のことで、1934年5月には、石川県(2)、山口県(2)、長野県(2)、神奈川、新潟、秋田、山形、大分の11の地方支部が結成されている。(同第4巻第5号(6月号)、日本小学館、1934年6月15日発行の巻頭付録「謹告」参照)。

本作品は、郷土の伝説やお伽噺を教授上ではどのように取り扱うか、という質問に対して牧口が答えている。その趣旨は、郷土教育には2つの意義があり、1つめは、この質問の場合であれば教科書の材料を理解する基礎概念として引用する、読み方綴り方の応用の材料として利用する、修身道徳の材料として採択する、といった郷土教育である。2つめは郷土におけるあらゆる事柄を種々の観点から採集し記録することを奨励する郷土教育である。牧口の郷土科研究の立場は前者にあり、この郷土教育の意義の混同を戒めている。

### <本文>

○郷土伝説を郷土科に於て如何に取扱ふべきか

#### 【質問】

質問者

新潟県刈羽郡刈羽村  
本誌評議員三五〇番 入澤一夫

……(前略) 御誌紹介に依り牧口常三郎氏著「教授の総合中心としての郷土科研究」を拝読し、其の卓絶なる見解、該博なる範囲、懇切なる指導、近來の快著と存じ候。就ては小生年來聊か郷土伝説及お伽噺、等を研究仕り候が之が教授上の取扱は如何に候や、幸に御高教賜はらんことを御願申上候。

【解 答】

解答者

「郷土科研究」著者 牧口常三郎

所謂郷土教育に主張には二つの異つた意義があることを知らねばならぬ。学校諸教科教授の起点としては、終点としての郷土科研究と、郷土に於ける天然人事のあらゆる事物を種々なる観点から、科学の研究対象として採集し、記録することの奨励をなす目的の郷土教育とがそれであるが何れなるか。後者の取扱としてならば恰もその土地に於ける動植物や生産物などを採集し、分類し、整理し、以て他の地方又は全国の同種類とも比較綜合して、之から何等かの概念（又は理法）を抽象すると同様の考を以て、昔から伝つたまゝを採集し忠実に聞き取つて記録し、各部門の専攻者の研究資料に供給しその代り自分に必要な研究資料を受ける等の方法により、それぞれの研究をなすことであり、もし又前者としてならば修身歴史地理等の教科書の材料を理解するの基礎概念とし引用するのがその一、読本綴方などで諸種な表現形式の文章を授けたとしたら、それ等の応用作品の材料として利用し記憶を呼び起して、その保存をなすことがその二、もしまた郷土の産業や文化の発達に貢献された如きものであるならば修身道德の教科材料として直接に採択することが其三であらう。

近来の流行の如くに鼓吹されてゐる郷土教育の實際がやゝもすればこの両者を混淆する傾向のあるのは、教育学の本質を理解しない郷土研究専門家の主張を鵜呑みにせんとするに基づくので、幼児を指導する小学教育者の警戒を要する所である。教師自身が特別の科学的趣味によつて道楽的に研究するのは固より結構で、奨励すべき事ではあるが、それは夫々の専門学者が独特の研究するのと同様、郷土教育に関する資料を探究、調査するので郷土教育とは縁の遠いものであることを注意しなければならぬ。

②「〈巻頭言〉教育国策の審議」（『新教材集録』第5巻第6号）

<解説>

『新教材集録』第5巻第6号、日本小学館、1935年6月15日発行、1頁掲載。巻頭言。本号は改題記念号。次号より「新教」と改名することが扉に記されている。

内閣審議会（国策審議会とも称される）とは、1935年5月10日公布・施行の勅令第118号内閣審議会官制によつて設置された内閣の諮問機関である。内閣審議会官制の第1条には「内閣審議会ハ内閣ニ隸シ其ノ諮問ニ応ジテ重要政策ニ付調査審議ス／内閣審議会ハ重要政策ニ付内閣ニ建議スルコトヲ得」とある。会長1人（内閣総理大臣）、副会長1人（国务大臣）、委員15人以内で組織される（同第2条、第3条）。翌年5月6日に廃止された。

本作品は、先月に設置された内閣審議会ではその構成員からして、教育問題に対応してくれる見込みもなく、却つて教育国策を審議する妨げになるかもしれないと批判している。そして、教育問題は現在の人気取りに没頭する政治家だけに任せられるものではないとして、『新教材集録』

第5巻第5号（日本小学館、1935年5月15日発行）に掲載された秋月左都夫の「教育本部の設置に関して（上）」に触れている。

牧口常三郎は『創価教育学体系』第3巻（創価教育学会、1932年）の中で、「教育参謀本部論」を提唱している。その趣旨は、100年の大計を立てるべき教育事業を人気取りにあくせくする政治家等が応急処置的に行うのではなく、教育の永続的な計画を立てる機関として教育参謀本部を設置するという提案である。『新教材集録』第5巻第5号は未確認のため秋月左都夫の「教育本部の設置に関して（上）」の内容は不明だが、同第5巻第6号（日本小学館、1935年6月15日発行）に掲載の秋月左都夫「教育本部の設置に関して（下）」の内容から牧口の教育参謀本部論の趣旨とはほぼ一致するものと推察できる。

### <本文>

#### 教育国策の審議

弱体内閣の補強工作とまで云はれてゐても、ともかくも難産であつた内閣審議会が出来上り、之が補助機関としてのその調査局も、顔振が揃つたのは政局の不安を幾分たりとも除くことが出来やう。だがこの機関の主力は相変わらず国防、財政、農村の問題の解決に注がれ、教育の問題にその力が向けられることはその顔振れから見ても、いつのことやら見込みがつくまいと思はれる。ことによると国策審議会が出現したお蔭で、教育国策の審議の促進の妨害になるかも知れぬ。

一時喧かつた学制改革問題が、松田文相の代つたによつて、一時打ち切りの姿となつたが、この機関が出来たがために、又た後廻しになつたのでは、教育国策などはいつになつたら確立するかと思ふと真に心細くならざるを得まい。

所詮、教育問題の如きは、現在の人気取りにのみ没頭する政治家の関心さるべきものではなく、従つて分担の役人が心配しなくても、督励のしてがないものであるから、そのまゝに進むならば、愈々岸壁につきあたるまで覚醒が出来ぬものかも知れぬ。が、国家の将来を憂ふるもの、傍観し得べきことであらうか。

といつて、何人が責任を以て、之れが衝にあたるかといふに、今までのところで、その人がないが為に今日の行詰りを来たし [た] ことは屢々陳べた通りであるのに、なほ未だ政府の力にたよることができないとしたら、私立の篤志団体によつて、之が解決を促すより外に途がないであらう。

このときに當つて本誌の前号より掲載の秋月左都夫氏の「教育本部論」の如きを得たのは、実に空谷の跫音といふてよい。斯やうなる根本的考察家の先輩を創価教育学会が顧問として活躍せんとするのは、単り同会の意を強うするのみではない。

### ③「教育者の信の確立を論ず（下）」（『新教材集録』第5巻第6号）

#### <解説>

『新教材集録』第5巻第6号、日本小学館、1935年6月15日発行。3～4頁掲載。本号は改題

記念号。次号より「新教」と改名することが扉に記されている。本号の表紙裏には、前号および次号の目次が掲載されている。前号（第5巻第5号）に本作品の上編にあたる牧口常三郎「教育者の信の確立を論ず（上）」が掲載されているが、前号は未確認。

『創価教育学体系梗概』（創価教育学会）は1935年春頃に発行のパンフレットで、そのうち牧口常三郎の文章であることが明確なのは、「緒言＝教育合理化を論ず（著者の辞）」「結語＝法華経と創価教育（著者の辞）」である。この「結語」において「信の確立」を論じている。ただし、ここでは要点だけを述べて詳細は「創価教育学」にゆずると述べている。また、牧口常三郎『創価教育法の科学的超宗教的実験証明』（創価教育学会、1937年）にも「信の確立」が一部ではあるが論じられている。「信の確立」に関する記述の順序としては「結語」、「教育者の信の確立を論ず」（上下）、『創価教育法の科学的超宗教的実験証明』となる。

「結語」において牧口は「信の確立」の要点について述べているので簡単に紹介をしておく。その趣旨とは、「信仰」といえば宗教家の専売特許のように思われるが、「信用」「信任」「信念」と言えば、日常生活の基礎といえる。信用のない人間関係、信用のない取引関係、信任のない教師の教育は、無益で有害なものである。信仰は宗教特有の基礎と見做されるようであるが、一切の学術、生活の基礎であり、信用・信仰の基礎の確立しない生活は砂上の楼閣である。いかなる場合でも信は生活力の増大である。人生は信の上に立つといえる。よって結局の問題は、信じるか信じないかではなく、何を信ずべきかという問題になる。何を信じるかは、いかにして信じるかという取捨選択の標準を確立する必要がある、というものである。

本作品は、何を信ずべきかという問題に対して、冒頭でその対象の候補として、物、人、人の団体、神・仏、法・則、を挙げている。そして信の対象として適切なものは、物なのか、人なのか、人の団体か、を具体的な例や譬喩を挙げて論及している。以降は『創価教育学体系』の第5巻で詳細に触れると予告した。

## <本文>

### 教育者の信の確立を論ず（下）

牧 口 常 三 郎

—

何を信仰して之にたよるか、物か、人か、人の団体か、神か仏か、法か則か、是等の信仰対象の選定には人間の心意発育程度によつて異同があるやうである。

何が信の対象となるに適するものか、今晚は店を出したが明晩は最早出るか否かの予定ができない緑日商人に信用が成立しやうがないとほり、変転常なき人に信用がないことは言ふまでもない。よし又住所が一定するやうになつたとしても、その性質にどんな変化の来るかといふ疑問の人に、安心して交際のできないことも亦言ふまでもない。

是に於て原始時代に於ては物と物との交換で、人よりも物の方が最初の信用対象らしい。日限り市場や緑日商人の人間の信用が成立つものでない。物と物、物と人の交換がすめばあとに用は

ない。人格より財産に目を付けて結婚したがるのが、世間一般の人情である。箆笥長持がお嫁さんよりは大切にされた時代もあり、無為徒食の放蕩息子が遺産の故に尊重された時代もあつた。今もなほ家庭の悲劇が多くそれから演ぜられてゐる。

新聞広告などの甘言によつて純朴なる地方の人々が、物品の注文をして詐欺にかゝつたり、悪辣なる無尽会社などに預金して元も子も失つたり、棚からばた餅風の営利会社に投資し祖先伝来の田畠を取られたりするやうな新聞の三面種子が至る所に繰り返へされるのは悉く信用の対象を物におき、物を操つる人間のよし悪しを着眼するに至らない結果である。

所詮、如何なる暴利が眼前にぶら下つて居るとしても、共同事業の相手の人格が下劣であるならば、到底最後の日〔目〕的は達せられるものでないと思ふ。

真理の了解はさ様な成功失敗の幾多の経験を積んだ上でなければできないものでなくして他人の忠告ぐらゐでは適はぬものらしい。

だが、結局は信用の基礎は物によつて築かるべきものでないことは、やがて何人でも気が付く所である。

## 二

如何なる人を信ずるか、如何なる人を警戒すべきかの価値判断がなくして漫然と環境に対するから、或るときはすべてを信じて手を焼き、或るときはすべてを疑つて警戒して、帰一する所を知らぬといふのが一般普通の見所である。

いかなる人を信じ、いかなる人を信じまいか。と、その人を見分けることが第一のなすべきことである。信用すべき善人と、信用すべからざる悪人とが判然となり、一方をば信頼し、他方をば警戒するといふ態度の決定ができるならば、敵か身方かとの信疑未定若しくは半信半疑の危険状態を継続するよりは、自分も相手も相互の生活が遙かに安定することは、論を俟たぬところであらう。それがためには、ためして見ることが一番簡便な法として広く行はれることである。東京で古来桂庵といはれた職業紹介所から新に女中を得たとして、その子が正直であつて、家庭の留守居とさせてよいか、否かの信の確立を判定せんとする場合に、五十銭二十銭の貨幣を置き忘れた振りして捨てておいて、届け出させるが如きは手近なる一例である。ところが、心の歪曲の単純であるものに対しては有効ではあるが、試されるといふことを看破つて、その罫にはかゝらず、もつと大きな悪をしかねまいとするものにはもはや役に立たぬ。そこでより有効なる方法を講ぜねばならぬ。上野公園などに網を張つて、田舎上りの純朴な者を瞞着せんとする詐欺賭博等を企む者が、サクラと称する同穴の絡をオトリに使ひ、初めの二三回は勝利を与へて油断をさせ、好機を狙つて財布の底を払はせ、あまつさへ威嚇脅迫を以て訴へ出ることを拒ぎ、いち早く逃走するが如きは、単純なる心の歪みを複雑なるうは手の歪みを以て偽瞞するもので、珍しからぬものである。こんな悪辣なものにかゝると、数年間に亘る精密なる計画を立て巧妙なる手数を弄んで、人を誘惑して財産を横領することがある。斯様の深酷〔刻〕なる傷手を受けたものには、遂に敵と身方との見分けは、とても人間の力ではできないといふ結論に達し、いかなる人に対して、決して心は許せぬとして螺螄の如く団結せざるを得ないことゝなる。

是に於てか試験といふ一時的の方法では安心ができずとして、他の方法を要求するに至る。それに対して友は類を以て集まる。といふ人間の性質を説明した「人を知らうとせばその友を見よ」といふ語を原則となし、既に信用をなした、ある人の紹介によつて未知の新人にその信用の継続をなすといふより確實なる方法が採用されてゐる。だがこの手段とて漫然と過去に悪事がなかつたから、将来も恐らくはあるまいといふ蓋然論法の物〔論〕理的法別〔則〕を人間に適用したまでに過ぎずして、それが果してどれだけの確實性を有するかは、保証人と雖ども見通しのつくものでない。従来の生活範囲以内に留まつた小悪小善に対しては、なるほど保証ができるかは知れぬが、経験範囲外なる大善、大悪に対していかほどの役立つか信用はできぬ。又その範囲内に善悪に対しても、性質境遇の変化から、必ずしも従前通りの行路を辿るとは見通しも保証もできないといふことも考へられねばならぬ。反対に嘗つては多少の悪事をはたらいたにしても、その事が果して未来永久如何なる場合に対しても悪をなすと断定してよいものか否か。それには悪事をなさねばならなかつた事情も考慮して見ねばならぬことではないか。それから又以前は相当の悪人であつたものでも、その後悔悟によつて再び罪を犯さぬやうに、性質や境遇の変化したために改まつたかも知れないではないか。だが、かやうな人間は千百人中に稀れにある例で、「三ツ兎の魂百までも」の諺のある通りで、同一の原因から同一の結果が生ずるといふ自然現象に於ける因果応報をそのまま、人生にも適用して、不充分ながらも信を確立しなければ安心ができないといふ人情に基づいたものである。

斯様に色々の手段によつて、対人関係の法則性を見出し、『信の確立』を謀らうとするけれども、所詮、自然現象に於てのその如く、簡單明確なる法則は見付けることができず、期待した信用も色々の事情で裏切られるために至る所失敗が演ぜられ、往々悲酸なる運命に遭遇するものを見るのである。

斯くの如くして、「信の確立」にも又た「不信の確立」にも一定不変の法則性は、人間の性質だけには結局見出し得ないことにならざるを得ないことになり、然らば「何が人をして信用の確立に導くものか」といふ、より深く何物かに追及を進めなければならぬこと、なつて来る。

### 三

固より多くの人間の中には一諾千金、崩れざること泰山の如きものもあるによつて、その人の配下に属すれば自分の運命は十分に保証されると信ぜられるが故に、英雄豪傑の傘下には多数の有象無象が集まつて政党や政派ができ、営利会社ができるのである。源、平、藤、橘、北條、足利、織田、豊臣、徳川、薩長、土肥、政友会、民政会、はた又三井、三菱等の財閥等はみなそれである。

ところがその中心人物たる英雄豪傑も、いつまでも信頼の対象たり得るものではない。紅顔の美少年がいつしか白髪の老人にならねばならぬ如く、いつしか秋風落寞の時期が来ることを予想しなければならぬ。伊藤、大隈、加藤、原、後藤の諸氏が死んだため、前途の有望の幾多の人材が恰も木から落ちた猿の如くなつた例は吾々があまりにも生々しく見せ付けられて居る所である。要するに人もやはり物と同様、信の対象となり得るものでない。変転極まりなき人間を頼るよりはもつと常住不変なる他の何物かを信ずるより外には運命の不安を免れることはできぬもの

である。蓋し他人の信頼を受けるだけの人は必ずその背後に何等か常恒不変の信仰を有するものであり、それでこそ何人にも信頼に足る性質のものであるからである。然らばそれは何であるか。是に至ると勢ひ神仏の問題に至らざるを得まい。だが、それは頗る広汎に亘らざるを得ないので、他日の機会をまたねばならぬ。それに就てはなほ創価教育学の第五巻には、やゝ詳しく之に触れてあるのである。

信用、信仰の確固たる根柢のない教育の破綻が、暴露されたのに狼狽し、俄か造りの宗教教育論が喧ましいやうであるが、そんな軽佻浮薄なお祭騒ぎで斯様な重大問題は解決されない。

#### ④ 「〈巻頭言〉内閣審議会と文政審議会」(『新教』第5巻第7号)

##### <解説>

『新教』第5巻第7号、日本小学館、1935年7月15日発行。1頁に掲載。巻頭言。

内閣審議会(国策審議会とも称される)は、1935年5月10日公布・施行の勅令第118号内閣審議会官制によって設置された内閣の諮問機関である。文政審議会は、1924年4月15日公布・施行の勅令第85号文政審議会官制により定められた内閣総理大臣の諮問機関である。文政審議会官制の第1条には、「文政審議会ハ内閣総理大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮詢ニ応シテ国民精神ノ作興、教育ノ方針其ノ他文政ニ関スル重要ノ事項ヲ調査審議ス」とある。総裁1人、副総裁2人、委員50人以内で組織され、内閣総理大臣、文部大臣、ほか内閣総理大臣が任命した委員で構成される(同第2条、第3条)。文政審議会は1935年12月に廃止された。

本作品は、文政審議会が形ばかりとは言え存在しているにもかかわらず、役割が重なってしまうような内閣審議会が登場してしまった。内閣審議会が出て来て仕事を奪うのであれば、文政審議会は存続する意味はないだろうし、廃止することもできないような諮問機関であれば内閣の補強すら覚束ないだろうと批判している。

##### <本文>

#### 内閣審議会と文政審議会

文政審議会といふものが名許りとは云へ、まだ存立して居る所へ、更に内閣審議会が調査局といふ機関までを帯同して登場した。そこで文政と内閣との冠辞は違ふが、胴体の同じな、従つて為す仕事も重り会[合]ふやうな二つの機関が顔見合せて仕事の奪ひ合ひをするのは免れない勢である。

触らぬ神に祟りなしとする、事勿れ主義の官僚気質から打算して、松田文相が文審もこのまゝ存続しておくといへば済まぬ事もあるまい。が、国民の常識は、もはや許せなくなつて居りはせぬか。文政も国政の一部で、部分が全体に包括される位の事は小学生でも知つて居る。仕事の奪ひ合ひは却つて邪魔し合ふ結果となり、審議すべき最高の審議機関それ自身から、先づ以て審議されなければならぬ羽目に陥つて居ればなり。

文政審議会は云ふまでも文政の最高審議機関として起つたものであるが、役人達の立案したも

のを評価するための諮問機関にしか過ぎないだけの権限なるが故に、教育国策の建立か否かまでには責任を持たないことは、現に今なほ教育の根本政策の立たない行詰りを対岸の火事視することが証明する通りであり、そこに内閣審議会が出現して仕事を奪はれることになつても、苦情は言ひ得ない所であれば、今更有名無実のものを存続する口実はない筈であらう。

有名でも無実ならば、存続しても悪くはないといふ辯解も立つかも知れぬが、贅瘤だけは除けねばならぬ。こんな事さへも出来ないやうな諮問機関ならば、弱体内閣の補強工事さへも覚束ないものであらう。況んや国家百年の長計をや。一学校の教育方針の審議もやはり同様であらう。

### ⑤「〈巻頭言〉再び内閣審議会と文政審議会に就て」（『新教』第5巻第10号）

#### <解説>

『新教』第5巻第10号、日本小学館、1935年10月15日発行。1頁に掲載。巻頭言。

本作品は、資料紹介④の「〈巻頭言〉内閣審議会と文政審議会」で述べた内容について1935年9月4日付『東京朝日新聞』の社説を引用して再び論じている。社説では、同じ様な役割を持つ機関をつくってもその答申が相反したらどうするのか、文政審議会は1924年の設置以来刷新的なことは行わず、常に文教刷新を阻む勢力として存続してきたと批判している。さらに牧口は、創価教育学の提唱によって根本的な改革を促そうとしているが、容易に教育社会は覚醒しないだろう。一縷の希望は、少壮新鋭の国を憂いた教育者の奮起と結束によって新勢力を醸生することであると述べている。

#### <本文>

#### 再び内閣審議会と文政審議会に就て

殆ど同一の仕事をする二つの機関が対立して、調和統一の出来る筈がないことを、吾々は去七月号の本欄に指摘しておいたが、果然、内閣審議会に対し、文教刷新方策の諮問せんとする政府の方針から、両者の衝突が都下の諸大新聞によつて報導〔道〕され九月四日の東京朝日の社説には、やはりその姑息なる両立は到底許されることが痛論された。吾人の言ふよりは嫉妬と麻痺の教育社会にはいくら強く響くであらう。曰く、『もし両者の答申が相反したならば、一体内閣総理大臣はどう裁定を下すか、その裁定の補助機関は何人がなるのか。文部大臣でも内閣調査局でもいけないとなれば、またもう一つの官制によつて、その裁定機関を作らなければいけない理窟になるのである。実際のところ、二つの審議会の答申は相反対することが予想されるのである。文政審議会委員五十人を見渡しても文教を刷新しさうな顔触れではなく、寧ろ刷新される対象ではないのかといふ感じがする。又大正十三年創設以来の実績を顧るときに何一つ刷新的のことはせずに、余り進歩的でない文部省の学制改革案を潰す方に働いて来たのであつて、もし現内閣が本気に文教刷新の実行を志すならば、此の種の機関は、害あつて益ないのである。それは大体に於て今の教育制度を立て、育て、来た教育行政に関係し、刷新すべきものがありとする今の

教育を代表してゐる人々である。稀に改革意見をもつてゐても、それは自分の位置はそのまゝに保ち、自分の関係方面には手をつけずに、他の方を改革しようといふのであるから、その改革意見が一致するわけではなく、その為に建設的には一致せず、現状の防衛、改革の反対にのみ一致するために、常に文教刷新を阻む力として存続して来たのである云々。』

斯様なことは日本の教育制度を大局から瞰下するものの容易に看取され得る所であつて、こればかりでなく、その他の部門に於ても又殆ど同様の病弊ならざるはない。之が即ち日本の教育が時勢の進歩と甚しく隔離してしまひ、却つて衰亡の因にまで行詰つてゐると非難されながら、刷新の目鼻さへもつき得ない所以でないか。

あ、何の力によつて打開が出来るか。蟻螂の斧か、椽〔縁〕の下の力持ちに過ぎぬとは知りながら、国家の将来を慮ふとき、傍観に忍びざるが故に、聊か「創価教育学」を提唱し、根本的の政〔改〕革を促す所以であるが、恐らくはもつと／＼門外から大なる破折が加はるにあらざれば、今の教育社会には覚醒力は容易に起るまい。与へられた位地に於て言ひ付かつた仕事をしてさへ居れば、役に立たうか立つまいが、その地位を保つに於て差支なく、能率を挙げる事が却つて嫉妬排擠的となる現状にまで墮落して居ても、仕事の相手が評価力のない子弟なるが故に、差当り制裁の加はる心配のないのが、教育社会の特色であるからである。

この時に當つたゞ一縷の望の囑せられるのは、少壮新鋭なる憂国教育者の奮起と結束とによつて、新勢力を醸生することである。一の学校も国家の縮図である。と見るならば、こんな事の詮議もまんざら徒勞ではあるまい。

## ⑥「御盛徳拝聴所感」(『新教』第5巻第10号)

### <解説>

『新教』第5巻第10号、日本小学館、1935年10月15日発行。4～6頁に掲載。

1935年8月29日に、当時創価教育学会の顧問でもあった学習院初等科長の石井國次の自宅へ牧口と創価教育研究所所員の渋谷信義が訪れている。石井國次は、1902年に学習院教授、初等科長となり、1936年2月に辞任した。昭和天皇が学習院初等科に入学してから6年間主管(学級担任)を務めており、学習院を辞任後は、1936年に宮中顧問官に任ぜられた人物である(『人事興信録』第11版改訂版上、人事興信所、1938年、イ170頁参照。)牧口と渋谷が訪れた際に、石井の国体論(石井國次「今上陛下の御盛徳」『新教』第5巻第10号、日本小学館、1935年10月15日発行、2～3頁に掲載)を拝聴した牧口がその所感を述べているのが本作品である。1935年には、政府から第一次国体明徴声明(8月3日)、第二次国体明徴声明(10月5日)が発せられている。所感はこの国体明徴声明の最中で発表された。

本作品で、牧口は、石井の国体論に一通りの謝礼を述べた後、国体明徴問題に触れている。そして、指導者階級の認識作用と評価作用の混乱に触れ、その混乱の源泉である嫉妬軽蔑の感情に言及した。天皇機関説事件を取り上げて、天皇機関説事件を真理上の問題というよりは、単に感

情の問題であると切り捨てている。牧口は、天皇機関説事件は、認識作用と評価作用の混乱であり、「怨嫉軽蔑」の感情問題であると述べた後に、指導者階級が、真に国体の明徴を期するのならば、進んで積極の大乗教的道徳に覚醒して、国家社会の安全繁栄の中に自己の幸福を見出すべきであると。さらに、指導者階級の感情問題が駆除できれば「天皇機関説」も正しく認識され、評価されるだろうと述べている。

<本文>

## 御 盛 徳 拜 聴 所 感

教育者は如何にして此の大御意を

奉体し且つ教材化すべきか

牧 口 常 三 郎

—

今上陛下の御盛徳の一端を、前項の通り、凶らざりき拜聴の光栄に浴し 陛下の公明正大、公平無私、一視同仁にましまして、嫉妬心などは微塵も御持ち合わせなさらぬこと、それは全く我が国体の然らしめる所であるとの断案を窺ふに至つて、余は非常の感激にうたれたのである。これは余一己の修養上に於てのみならず、現下の教育上に対して大なる反省の課題が与へられたと思はれるからである。

その意味如何。つい此頃国体明徴の声明が岡田首相から発表されたばかりの非常時に当り、思想国難を憂へるのはよしとするも、之が救済策は一向纏まつて居らず、多少の講ぜられたものがあるとしても枝葉末〔末〕節の弥縫策に留まり、教育の根本政策に至ると、文政審議会や国策審議会やの機関だけは備はつたといへ、未だ端緒さへも見えないことは国家の前途のために真に憂ふべききわみである。しかもその応急対策だけにしても、教育者も為政者もはた先覚者も、着眼が悉く末梢的な不良分子に向けられるに留まり根幹的な、指導階級それ自身の反省には一向至つて居ないやうであるからである。

余はおこがましくも教育国策確立の土台ともがたと、創価教育学の研究に没頭し、将来の立国策は今の政治家達が云為してゐるやうな対症療法的の応急政策のみでなく、もつと根本を培養する教育国策からきめてかゝらなければならず。それがためには虚妄の概念的なる必要論などのみにはあらず、ともかくも首尾貫徹の方法案を具した上で、論者に相談せねばならぬと、聊か進み行く間に、如何にしたら今の混乱の思想が統一されて、教育針路の確定が可能となるかの問題に逢着し、結局世の指導階級にある人々までが、認識と評価の両作用を混乱するのに基づくであらうといふことに想到し、さて之を如何にすべきかと困惑しつゝあつた折柄、はからずもこの点に関し、闇路に光明を得た感じがしたのである。乃ち聊か感想を披して識者の斧正を乞はうとする所以である。

## 二

現在社会の險悪を憂ひ、之が救済に志すもの、第一に為すべきは悪党の有力を憤るよりは、善人の無力を憂ひなければならず。そして少数なる悪人の駆除に腐心するよりは、大多数なる善人の強〔協〕力を促すべきでありそれを率ゆる大善人の自覚を促すべきである。

いかに悪人が党を結び横暴を逞しうしやうとも、全体の数を善人と較べたら知れたものであらう。かかる少数の悪人が大多数の良民を苦しめつつある事恰も数正の狼が数千の羊群を脅迫するが如くなるは何故ぞ。悪人が自己の弱点を自覚するに伴ひ、同類と協力して生存を保持することを知つて居るのに反して、善人共が却つて小さく独りを慎んで居ても、直接に圧迫が来ない所から自尊心に囚はれて他の善人と協力して悪人に当るといふことを意識しないことで而してその源をなすものは実に嫉妬心があるからである。

これを過言と思ふなら試に平素最も尊信し居る学者、道德家、宗教家等に、一步進んで思想、学説等の少しく難解のものを提出して御覧。十の八九は必ず好感を以つて傾聴しないであらう。而してそれが先入主たる信念よりは高ければ高いほど、怨嫉輕蔑の感情が必ず言動に顕はれるであらう。殊に宗教上の問題になつては、それに限つて平素の冷静公平の態度を忽ち変じ、險悪の容貌を呈し、認識せんとはしない中に自己の臆測を以て、的外れの罵詈誶を加へる狂態やうなをさへ暴露して恬として恥づることを知らないであらう。勿論正確に認識し、誤謬を明かにした上でその事ならば、無理とは言はぬ。のみならず之れこそ指導階級の任として、勇敢に破折すべきであらうと思ふ。ところが、そんな場合には先づ以て、一身の安危を氣遣ふのが先立ち、「触らぬ神に祟りなし」と回避し敬遠してしまうのが普通ではないか。彼の宗教聯盟や宗教教育委員会などの団体で思想善導の源泉なる宗教問題などに於て、神、仏、儒、耶蘇等と全く反対の思想信仰の者が集まり、根柢に於て互に相容れざる心を秘蔵し、呉越同舟の姿で表面だけを糊塗し、巧言麗色を交換して平然たるなどはこれでないか。美濃部博士の「天皇機関説」の論争などにして、三十年間も黙認してゐた今日初めて起つた事及び起つては来たもの、敵も身方も冷静に真理を追求し、あくまで真理には服従せんとする純真さよりは、怨嫉輕蔑の情が湧き立つために、結局は有耶無耶の水掛け論に終りはしな〔い〕であらうとか想像するに難くないことなども、畢竟この禍といはねばなるまい〔。〕これに就て思ひ出されるのは法華經に於ける「斯經は如来の現在すら猶ほ怨嫉多し況や滅度の後をや」「一切世間多怨難信」の二句である。初信のものは不思議の至りであるが、多くの人々を試るとその通りなのに驚嘆せざるを得ないのであつて、右の怨嫉の情を持つて此の經に対するから当然起り得べきことたるのが肯かれるのである。

この事は教育實際の上に頗る重大なる根本事項であれば、なほ少しく考察する必要がある。

## 三

何故に法華經は怨嫉多きか。先祖以来親密に交際して来た隣り同志の一家に土蔵が建つて以来、とかく円満につき会〔合〕が出来ぬやうになるといふ昔からの言ひ伝ひや、普通の人に対しては何とも思はず交際して居た人が、警官の前に出ると俄かに憶病となり、畏縮し警戒する所から旧悪が暴露する事例等によつて説明されるものであらう。何となれば前の場合に於て蔵を〔た〕てた

一方が俄に傲然たる態度を採るやうになつたが為に、疎遠となつたといふならばともかく、さうでないのに疎隔が出来たとせば、之は大に反省しなければならぬ人情の弱点に原因したものと見るべきもので、それは即ち嫉妬心の知らず知らずの間に禍したといふことである。次に警官の前に出た為に態度の急変した場合は、それによつて心底に秘められて居た過去の罪惡の痕跡がこれに照されたため良心の苛責にあひ、何となくその犯罪を撥かれはしまいかと、怖けを懐くに至つた結果と見做すべきものである。何となれば身に暗い所がないならば、如何なる人の前に出たとて恥づる事も警戒することもいらぬから、そんな態度に変じやうがない筈でないか。その事は純情無垢の子供は、これを害するものでない限り、如何なる人の前に出ても変化がないのを見ても解るであらう。彼は心に少しも疚しい所がないからの<sup>ママ</sup>どんな人の前に立つても、怖けたり警戒する必要がないからである。

法華經も警官の心の通りで、毫も良民に対して害する理由はないのみならず、鋭意専心擁護せんとする親心の表現である。されば純情無垢の子供心ならばそれに親しむべきでこそあれ、毫も警戒すべく怖るべきものはない筈である。然るにその意味さへも聞かぬ間に既に / \ に怨嫉の情の起るのは隠すことの出来ない心底の弱点の顕はれるによるものである。今一つの理由として、過去の罪惡などはないと自惚れて居る所の学者道德家、宗教家等が此經に対し此經を一護受持するものに対しての怨嫉の態度は如何。隣の土蔵を建てたからとて自分の財産がそれだけ減つたわけではない。恰も隣の財産が出来ただけそれだけ自分の財産が減じたかの如く何となく嫉ましく感ずるのが即ち凡夫の人情の弱点で免れがたき所といはねばならぬ。法華經にもしも何等かその人の生命を害するやうの分子が少しでもあつての事ならば当然であるが、何程索つて見てもそんな分子はけしほどもなく、却つて如何にして人間の苦惱を救護せんかの大慈悲の仏心であるものを、頭から輕蔑し怨疾〔嫉〕するに至つては隣の土蔵に心の狂つたのか、警官の前に出た為に心の怖ちけたのか以外に解釈のしやうがないでないか。果して然らばその現象によつただけでも、法華經其ものに固有するそれ自身の独特の功德力を説明し得るではないか。何となれば他の道德、他の宗教に対して起り能はぬ独特の現象が斯經にのみ起るとしたならば恰も普通の人には起らぬが警察官だから起つたと同様にその特有力を証明するものであらねばならぬからである。これを要するに己れの及ばざる地位名望の人に接すれば、余程の悟つた人でない限りは必ず嫉妬の念が起つて、如実に冷静に評価することが出来ないといふのか人情の弱点である。それといふのも、己れの及ばぬといふ不安の念から生ずるのに対して、法華經は仏教に於ける一切經中の最爲第一・已・今・当の三世に亘つての最高至上、の唯一の經としての力即ち価値を具備したもとなるが故に、之に従へば〔ば〕最大の利益が得られる代り、之に謗けば最大の罰を受けねばならぬといふ性質であるから斯經に接したときに特に起るべき現象である。されば心に恐れがなく、歪みがなくて、純真正直であるならば、決して起り能はぬものであるから、万一起つた場合には先づ以て自分の心の清掃が足らない結果と断定すべきこと、恰も鏡面に対ふによつて自分の醜面を知ると同様にしなければならぬといふことにならふ。三省すべきでないか。

法華經が人心の鏡として正邪善惡の鑑定には欠くべからずといふ所以である。「一代聖教の中

に法華経は明鏡中の神鏡なり。銅鏡等は人の形をばうかぶれどもいまだ心をばうかべず。法華経は人の形を浮ぶるのみならず心をも浮べ給へり。心を浮ぶるのみならず先業をも未来をも鑑み給ふ事くもり（曇）なし云々。」と日蓮聖人は仰せられてある。

#### 四

幸に斯かる明天子を奉戴する世界無比の国民の指導階級に位する教育者、智者、賢者等が、其の地位を自覚し、真に国体の明徴を期し、その使命を完了せんとするならば、退いてその独を慎しみ、己の欲せざる所を人に施す勿れ、といふが如き消極的小乗教的道徳の実行に安んじ、一己の安全を謀るよりは、進んで積極的大乗教的道徳に覚醒し、国家社会の安全繁栄のその中に自己の幸福を見出すことでなければならぬ。それが為には悪に対する直接の反抗は、これをその筋の分担者に任せておいて可なりとしても、己の如かざる善の中でも大善に対しては、傍観的日和り見の態度であつてはならぬ。況やたとへ些でも嫉妬心を以て冷眼視したる結果、その大善の流布を妨げるが如きに至つては 陛下の御高德に対し奉つて、誠に申訳のないことと云はねばなるまい。現在の憂婁には混濁したる末流の浄化に労するよりも、上流の混濁を予防するのが急務にして且つ賢明の策であらふ。

「嫉妬軽蔑」といふ唯これだけの一心さへも、吾々が駆除することが出来たならば、如何なる思想でも人間でも、少しの忌憚もなくまた畏るる所もなく、明かに認識することが出来、然る上で正しき評判が下されるであらう。果して然らば、それが出来なかつたために昔から未解決のまゝに持ち越されて居る教育宗教上の幾多の問題が解決されるであらう。斯くて正邪善悪の価値判定が真に出来た上で初めて思想の善導も可能とならふ。

#### ⑦「〈巻頭言〉教育改造と宗教革命」（『新教』第5巻第11号）

##### <解説>

『新教』第5巻第11号、日本小学館、1935年11月15日発行。1頁に掲載。巻頭言。

本作品については、本研究所紀要『創価教育』第16号（2023年）で資料紹介した小冊子「赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか—全国数万の赤化青年転向指導のために—」に収録されている巻頭言と同一内容である。文章としては『新教』第5巻第11号が初出となる。『牧口常三郎全集』第9巻（第三文明社、1988年）には『新教』昭和10年12月号別冊掲載として収録されているが、当時『新教』第5巻第11号が未確認の状態、同小冊子しか確認できなかったためと考えられる。詳しい解説は、前掲『牧口常三郎全集』の解説および『創価教育』第16号の資料紹介解説を参照されたい。

##### <本文省略>

⑧「教育時評」（『新教』第5巻第11号）

<解説>

『新教』第5巻第11号、日本小学館、1935年11月15日発行。66～69頁に掲載。教育時評欄。

本作品は、「級長選挙問題」「学位論文不通過による商科大学の騒動」「女学校の半日制度は如何」「全体観と部分観」のトピックに対して評論を行っている。文中の「別項の主要参照」は同76～77頁掲載の「最新変動重要教材」欄内の「級長選挙問題に関する輿論の一端」を指しており、ここでは『読売新聞』の1935年9月28日付社説および同年10月2日付の三木清の論説記事等を転載している。

「級長選挙問題」では、小学校の級長選挙の制度は、現今の大多数の学校のように無訓練の児童に形式的模倣的に行わせて放任するから弊害が生ずるのであって、これは級長制度の問題ではなく、教師の指導の問題である。指導方法の研究がどれほど行われているかを反省すべきであるのに、級長選挙問題に関する事件という枝葉末節にとらわれている新聞社説等の教育への無理解を批判している。

「学位論文不通過による商科大学の騒動」では、商科大学の騒動を事例として、従前の自身の主張である博士論文の審査法についての考察を述べている。商科大学の騒動とは、1935年7月9日の東京商科大学（現在の一橋大学）の教授会で助教授であった杉村廣蔵の博士学位請求論文の評決に際して、白票が7票もあったために否決となったことに端を発する学内紛争である。牧口は『創価教育学体系』第2巻（創価教育学会、1931年）の第三編価値論第三章認識観第四節直観及び思考、において博士論文の審査法について述べているが、ここでは簡略化した形で紹介している。ただし、消極的の認識として挙げられた三番目の「制定の正否、真偽は論理の法則に合致するか否や。」の「制定」は「それ」（同書95頁は「その正否、真偽は論理の法則に合致するか否かに基づくものである。」）の誤植と考えられる。

「女学校の半日制度は如何」では、良妻賢母を女学校の目的とするならば、青年女子を家庭生活から隔離して学校に一日中閉じ込めておくのは不合理であると批判している。このタイトルの「半日制度」は、牧口の「半日学校制度論」を指している。1906年以降、牧口は半日学校制度論を度々発表しており、その趣旨は、生涯に亘って学習生活と実際生活を並行していくことである。彼の「半日学校制度論」は『創価教育学体系』第3巻（創価教育学会、1931年）の第四編教育改造論第十章半日学校制度論、において詳細に述べられている。

「全体観と部分観」では、部分観から脱して全体観に立って正当に物事を判断する能力を涵養することが重要であり、これは一部の教科という部分的のものではなく全教科の問題であると述べている。

<本文>

級長選挙問題

小学校に於ける級長選挙の制度があるために種々の弊害がある。近来之に就て或は板の間稼ぎ

をやつて運動資金を作らうとしたり、或は落選したために憤激して学校へ放火する等の厭ふべき実例が頻々として学校に現はれるのに、輿論の囂々たるに鑑み、文部省は之を禁止することに大體の方針を決めたといふ。これに対して賛否多様の意見が現はれてゐることは實際家の参考として熟慮すべきものである。(別項の大要参照)

要するに適用さるべき児童の程度によつて可否の見解が分かれることを見るのであらう。

本当に弊害の起らぬやうに訓練した優秀教育の学校に限つて、高学年だけに実行しても可なりとは反対論者と雖も異議はあるまい。

たゞ現今の大多数の学校に於ける無訓練の児童に形式的模倣的の實行をなして大人の如く放任するから弊害が生ずるのである。是に於てか問題は級長制度なるものよりも、教師の實質に移らねばなるまい。それ等に対す [る] 指導方法の研究が、果して如何ほどされてゐるかの反省こそ、より緊急の問題で、それに対すれば枝葉末節の小問題に過ぎない。何となれば正宗の名刀でも持つ人によつて利害両方の結果を生ずることは云ふまでもないことだからである。

然るに可否の両論者とも枝葉たる事件そのもののみ囚はれて弊害のよつて起る幹根に及ばぬのは遺憾とせねばならぬ。折角の大新聞の社説までがさうであるに至つて教育に対する無理解が察せられるではないか。

#### 学位論文不通過による商科大学の騒動

「経済哲学の基本問題」といふ一助教授の提出の学位論文が不通過であつたのを憤慨し、その著者は東京商科大学教授会を通過せざりし論文を公刊して大方の批判を仰がうとし、「通過せざりし顛末」をものした序文を掲げて出版することになつたので、予て同大学の学問的沈滞をあきたらず老朽教授連に対して不満を抱いてゐた若年の助教授団が結束して、「学問擁護」の為に起つたのが、勢で全学生に波及し、学閥打破として学長の辞職勧告にまで進展したといふのが近頃の新聞を賑はしてゐる所のものであることは周知の事柄である。

単なる新聞種子、時事問題としての観察であるならば、之は吾々教育實際家の生活には殆ど没交渉に相違ないが、もつと大きく博士論文の審査法及びその制度となると、認識評価の指導を以て任とするものにとつては一顧の価値なしとしないであらう。

所謂ジャーナリズムの人々ならば階級争闘の推移を問題として面白がつてゐてもよいであらうが、これこそ国民の指導階級の統制上に重大なる関係事として注目しなければならぬものと信ずる。そこで「創価教育学体系」第二巻「価値論」第三章「認識観」には認識方法の一例として、博士論文の審査法についての考察が掲載されて居るが、斯様な問題が近き将来に必ず我国にも起つて来る時代があらねばならぬと予想して書いたことが肯けるであらう。要点を挙げれば所謂博士論文の審査法は現今の世人が考へて居るやうに、学校の卒業論文の如きであつては無意義である。従つてその審査の方法に於てもそれが真に博士論文の名に価するやうな独創的のものである限りは、之を判定するものは本人以外にない筈である。然るにそれを審査するなんぞは盲者が目明きを指導するものに過ぎない。そんなことをされるものも、するものも、受けるものも一様に無意義なる見戯に類する。それを強いてするとならば、たゞ左の消極的の認識に制限さるべき

であらう。

- 一、其の学説が全く新発見であるか否か。
- 二、それが正当なる研究法によつて、帰納された生産物であるか否か。
- 三、制定〔それ〕の正否、真偽は論理の法則に合致するや否や。

それ以上に侵入することは不可能であらう。もし果してさうとすれば、その審査を通過した博士論文と雖ども、内務省が有害でないことを証明した売薬免許位にしか過ぎないものでないか。

### 女学校の半日制度は如何

文部省の学制改革省議は相変わらず続行し、中学校、高等女学校の学科課程の改正案に進んだといふことである。

家庭の主婦としての良妻賢母たらしめんとする〔を〕女学校の目的とするならば、青年女子を家庭生活から隔離し、学校に一日中を閉ぢ籠めておかなければ教育が出来ないといふ考は一たい何処から出て来たものであらう。文部省の学制改革研究はいま、での伝統の埒内に於て枝葉末節の詮索に没頭するよりは、もつと根幹にまで遡り、価値の検討をなすことが肝要でないか、そんなことが気付かぬとは不思議である。

### 全体観と部分観

知識の低級な眼界の狭い一般民衆は目前に直覚し得る狭隘なる範囲の環境しか見得ないもので、それに関聯して切り離すことの出来ない深奥且つ広汎なる一全体を統観するだけの明がない。そこに狡猾なる煽動的政治家等の存在の可能性がある鎮守の祭礼に百円も寄附しやうものなら、町村第一の名譽職として祭礼に御輿の前に揚々と立てるが、蔭では何万円もの収賄をして全体に大損害をかけて済まして居る事が出来る。さて教育はこれ等の局部観部分観を以て全体観と錯覚する盲目者を開眼して、全体を統観して正当に物事を判断する能力を涵養するものといふことが出来やう。これこそ是迄の教育に欠陥たる最も重大なる教科であり、教材でないか。修育〔身〕科などの部分的のものでなくて、全教科の問題でないか。

## ⑨「〈巻頭言〉 教学刷新評議会の出現について」(『新教』第5巻第12号)

### <解説>

『新教』第5巻第12号、日本小学館、1935年12月15日発行。1頁に掲載。巻頭言。

文政審議会は1935年12月に廃止された。教学刷新評議会は、1935年11月16日公布・施行の勅令第307号教学刷新評議会官制によって設置された文部大臣の諮問機関である。教学刷新評議会官制の第1条には、「教学刷新評議会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応ジテ教学ノ刷新振興ニ関スル重要ナル事項ヲ調査審議ス／教学刷新評議会ハ前項ノ事項ニ付文部大臣ニ建議スルコト得」とある。会長1人（文部大臣）と委員60人以内で組織されている。

本作品は、教育界の大家を網羅した文政審議会ができなかった教学刷新を、むしろ教育専門家の少ない教学刷新評議会に期待しつつ、刷新する勇氣はあっても教育の識見はどうするかと問い

かけ、その指導理論として創価教育学を提案している。

## <本文>

### 教学刷新評議会の出現について

再三に亘つて本誌が苦言を公にして来た文政審議会が愈々廃止され、それに代はるに、教学刷新評議会が大袈裟に出現するに至つた。積年の弊害その極に達した教育制度の根本的改造を目標む政府の意図が窺はれて、ともかくも意を強うするに足る。遅れたりとはいへ、なほなさざるゝには如かぬ。

文部省の統轄の下に六十余年の歳月を以て金城鉄壁の如く築き上げられた、教育制度といふ大伽藍の腐朽頹廢が愈々見るに堪へずとなつて、土台から全く建て直さねばならぬ内情が遺憾なく暴露しかけたものであれば、こんなにまで行詰らせた責任者に対しては腹立たしきは尤もながら、聊か愁眉を開いてよいであらう。このまゝに今後とも進行をつゞけるならば、教育をすればするほど国家の衰亡を早める結果となるを恐れざるを得ないからである。

新教育制度創設の大功が永久に没すべからざることは勿論であるが、時勢の推移に従つて進化するやう改正するだけの見識と勇氣とがなく、今日之行詰りを来し、今更弥縫策の講じやうもなく、遂に教育局外者の手に城を明け渡して「宜しく頼みます」といふ止むを得ざる事情に立ち至つたのは、当局者並にこの大小の舅姑たる教育専門家には気の毒ではあるが、研究怠慢の結果が自然にこゝに到らしめたものとすれば自業自得といはねばなるまい。

さて教育当局の大小舅姑たる一世の教育大家を網羅した文政審議会でさへ出来なかつた教学の刷新を、新しい教育刷新評議会は如何にして出かさうとするか。それが為には旧来の誤謬と失策との因つて来た所の深いものを、根本から反省し、枝葉茎幹だけの手入ではなく、全く根柢から樹立するだけの識見と勇氣とが備はるにあらざれば、徒らに文政審議会の二の舞を演ずるのみで、所謂教学刷新の実は挙るものでないと思ふのである。

それに対して刷新の勇氣だけは、幸に既成の制度に対する責任感の少き教育専門外の大家を多数とするが為に、相当の期待が出来るかも知れないが、識見に於ては果して如何。

之に就き国家永遠の教育国策の樹立のため、吾々の希望を率直に披瀝せねばならぬことは、折角の選定によつて網羅された各方面の先輩諸士が、真に教育に対する門外漢たることを自覚し、一知半解の教育常識の偏見に墮することなく、教育の真の本質を認識してかゝるだけの雅量を持たれんことであり、これに対し教育の老大家に於ても、既に斯くまでに城を明け渡すだけの醜態を恥づるならば、これまで教育専門家としてのみ持ち越したやうな教育常識の偏見をかなぐり捨てゝ、全く新しき見解に立つて教育の本質を見直してかゝるだけの雅量を持たれんことである。果して然らばそれに対しての指導理論として何が存在するか。いくら厭でも創価教育学以外には纏まつたものはないではないか。忌憚なき斯様な言をなせば必ず生意気といふであらう。が斯様な言をなし得る自信者が教育實際家の中にあるであらうか。希くは国家のため教育国策樹立のために再思されんことを。

⑩「赤化教師の完全転向は如何にして可能なるか—全国数万の赤化青年転向指導のために—」（『新教』第5巻第12号）

<解説>

『新教』第5巻第12号、日本小学館、1935年12月15日発行。5～10頁に掲載。

本作品は、本研究所紀要『創価教育』第16号（2023年）に資料紹介として掲載した小冊子「赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか—全国数万の赤化青年転向指導のために—」に収録された文章と同一内容である。タイトルの「赤化教師」のみに異同がある。詳しい解説は『創価教育』第16号を参照されたい。

<本文省略>

⑪「教育時評」（『新教』第5巻第12号）

<解説>

『新教』第5巻第12号、日本小学館、1935年12月15日発行。46～49頁に掲載。教育時評欄。

本作品は、「信の確立し得ない人」「教育刷新の目標如何」「ギャング狩りの功績」のトピックに対して評論を行っている。

「信の確立し得ない人」では、本号資料紹介で掲載した③「教育者の信の確立を論ず（下）」が、何を信ずべきか、がテーマであったのに対して、信の確立し得ない人とはどのような人か、を論じている。

「教育刷新の目標如何」では、1935年11月15日の文教刷新に関する文部大臣の諮問案の検討を内閣審議会の特別委員会で行ったところ、「文教刷新の目標をどこにおくか」を審議することに決定をみた。このことに対して、今更ではあるがやらないよりはましで、問題はどの目標に向かって教育の刷新を講ずるかであると述べている。

「ギャング狩りの功績」では、暴力団の検挙について言及し（『読売新聞』1935年8月24日付夕刊2面では、同年5月から開始された全国の暴力団検挙人数が19220人に及ぶことが報道されている）、少数でも悪人は団結が得意なために強力なのに反し、善人はいくら多くても孤立するために無力となる。これに対する根本的な対策が必要であると述べている。

<本文>

信の確立し得ない人

他人の信仰を見ながら聞きながら、自分には到底それは出来ないときらめ、冷笑を以て見過ごすが、その僻、非常の場合にはとんだ迷信に陥る人が多い。此種の人々は、左の六つの障によつて度し難いものである。

一、自分の考が最も正しいと思ひ込み、それと異つたすべての意見は皆間違つてみると断定し、

我見の依つて生じた元などには一向頓着しない自惚の強いもの。

二、知つて言ふならばよいが、知りもせぬ間に、斯うであらうと推測して勝手に批評する等、評価と認識との両作用の使ひ別が出来ず、何事でも軽蔑か盲従かが先立ち、正当なる認識をなし得ないもの。

三、ぶつかつた一小事象を直観するのみで、前後左右等の、それを存立せしめた広汎な関係を意識することの出来ないもの。

四、刻々と移り変わる苦楽を追隨するのみで、後々の計画を立てやうともせず、従つて依て起つた原因などを深く探求しやうともせず、唯ふらふらとその日／＼を送るもの。

五、従つて自己一身の生活にのみ没頭して、それ以上には一步も踏み出し得ない利己主義者。偶々他人のため社会の為に活動するが如く見えてもその実は自己一身名利の爲めにする非社会的なる人。

六、過ちを指摘される場合、一方に、高い人格に比較して恥づる人があるのに反し、常に低級の人間のみを見、それに比較すればなほ良いではないかと、頑張るところの反省力のない人。即ち理想を持たぬから着眼が低く、従つて強者を嫉み、弱者も蔑み、善友に遠ざかり、悪友に近づく人。「笛吹かず太鼓たゞ〔ゝ〕かず獅子舞の後足になる心やすさよ」といふ待遇に甘んじて居るなら世話はないが、それでゐる権利の主張は人一倍であるから厄介である。

以上は模型的な極端なるものを描出したものである故に、誰でもそんな人はよつほど下劣の人格で、自分等とは無関係と思ふのであるが、その実頗る高級なる人間にまで広がつてゐる障魔であることが、宗教問題などになるとはつきりして来るのである。即ち立派な位地名望の人々で、日常卑近の生活問題や、専攻の学術問題などに対しては立派な判断をなす者でも、少し六ヶしい未経験な宗教問題などになると、無学者と同様な偏見に陥つてしまひ、平生の聰明には似るべくも無き狂態を呈して恥ともせぬのが十中八九である。

斯様な種類の人々は、薬を飲まぬ病人の治し難きが如く、水を嫌ふ水泳者の教へ様がないと同様人間の力で済度のし難いものとして、時期の到来を俟つより外に仕方がないとされてゐる。が、果して教育化外の人として放任しておかねばならぬものであらうか。

一たい人類は斯かる人間を如何にするか。今の学校は放校処分を以て片付けてしまひ、他人ならば当らず触らずの主義を採る外に途はないとするが、真に愛子の将来を慮る親であるならば、そんな生緩い態度に居れるものではない。そこで懲誡といふ強烈な刺戟を加へて、魔睡の本心を醒すの一手を用ひる。涙を振つて馬蜀〔謬〕を截るといふ心境がそれである。

しかしながら、これとて親の統制の服せしめ得る子供の間だけに留まる。それ以上は手の着けやうがない。親さへも見放した代物を、社会がどうしやう筈がないのは当然である。たゞ其の必然の結果として生ずべき犯罪に対してだけは道徳的の制裁を加へ、乃至法律的の刑罰を以て外形的の防止をなすのである。それが人力の及ぼし得べき極限である。

然らばそれ以上はどうすることも出来ないとして、永久に放任されねばならぬものであらうか。そこに仏陀の出現の理由が考へられなければなるまい。「彼が為に悪を除くは即ち是れ彼が親な

り」仏の意であるからである。

法罰の体験によつてすべての人事の最も深き根柢をなす所の一念の覚醒によつて信心を喚起するのである。既に意見も教訓もその他の如何なる人力も反撥して受け付ざらんとする者に向つて、唯だ此の一手段のあるによつて、初めて救済の途が開かれるといふ所に仏教の最高至上の大法の価値がある。人間が一度此の最高深秘の根本大法に到達するならば、是迄の枝葉末節の小法は、太陽に対する螢火、泰山に対する蟻塚の如きものであることが自ら悟られるであらう。

### 教育刷新の目標如何

文教刷新に関する文相の諮問案の内審特別委員会が去十五日開会、齋藤、水野、伊澤、富田、馬場、黒田の各特別委員は、今日の欠陥を究明すべく当分は「文教刷新の目標をどこにおくか」と云ふことについて審議することに決したといふ。

小提灯を持つて闇夜の旅行をなすものは、障壁に打つかつて初めて驚き、そこで途方に呉れ[た]のであるが、今の教育制度の欠陥に対する社会の態度は、ちやうどそれに相当する。盜賊を捕へての繩緬ひほど世に笑ふべき譬へはないとされて居るが正にそれではないか。が、遅走せでも、な[さ]ざるに如かぬ。問題は如何なる目標に向つて、教育の刷新を講ずるかにある。

之に対して委員諸氏の聰明が何事を認識されるかは未だ分る所ではないが、既成教育制度の圈内に踟躕する人々の見解を超越して、専門家でないだけ、それだけ従来 of 制度に執着せず、高所から大局観して、根本的の欠陥を比較的に究明し得るであらうことが期待されるであらう。

### ギヤング狩りの功績

全国で二万に近い左右両翼の暴力団が先頃検挙され、現内閣の功績に数へられた。何れも恐喝、脅迫、暴行などの凄まじい犯罪であるのが、幾分でも取除かれたわけだからである。ただ善人がいくら多くても、孤立するために無力となるに反し、比較的少数でも悪人は団結に長ずるために、強力となるに鑑み、もつと根本対策を講ぜねばならぬ。

## ⑫「〈巻頭言〉国体明徴と宗教革命」（『新教』第6巻第2号）

### <解説>

『新教』第6巻第2号、日本小学館、1936年2月15日発行。1～2頁に掲載。巻頭言。

この作品では、牧口の国体に対する戦略的言説が表れている。1935年8月（一次）、10月（二次）に政府から発せられた国体明徴声明に言及した後、「それよりか遙か適切なことは、小・中学校の實際生活における国体明徴の取扱い方の問題であろう」と矛先を変えて宇佐八幡宮の神託の問題に切り込んでいる。神託という宗教問題を扱うにあたって触らぬ神に祟り無しの回避的態度では、結局は唯物論的解釈に陥ってしまう。まさか宇佐八幡宮の神託に対して捏造である等の唯物論的解釈で妥協しないよね、とでも言うように政府の神社非宗教論の立場に揺さぶりをかけつつ、さらに宇佐八幡宮の神託が「天壤無窮の御神勅の現実なる証明となつてこそ、初めて万邦無比なる日本国体の明徴の根柢が得られる。さもなければ肇国の御神勅でさへも、やはり非現実

の一神話と見做されるの危険がないと限るまい」という皮肉をたたみ掛けている。

この「国史教授」の問題については、本作品が収録されている『新教』第6巻第2号以降、毎号に亘って創価教育学会員の論考が掲載されている。主に「国史・日本精神の宗教的再認識」というテーマのもと執筆されている。以下、該当する論考を挙げておく。

- ・渡辺力「法華経と聖徳太子」（『新教』第6巻第2号、1936年2月15日、34～35頁）
- ・三矢孝「大楠公と法華経」（同号、36～37頁）
- ・三ツ谷孝「法華経と菅原道真」（『新教』第6巻第3号、1936年3月15日、43～44、42頁）
- ・三ツ谷孝「法華経と後醍醐天皇」（『新教』第6巻第4号、1936年4月15日、78～79頁）
- ・三ツ矢孝「法華経と神の観念について」（『新教』第6巻第5号、1936年5月15日、80～83頁）
- ・「国史教育再認識提唱」（『新教』第6巻第6号、1936年6月15日、56頁）
- ・小林済「国史教授指導案」（『教育改造』第6巻第7号、1936年、7月15日、39～43頁）

例えば、三ツ矢孝の「法華経と神の観念について」（『新教』第6巻第5号に掲載）を取り上げてみると「カミ」の語義を『大言海』（富山房）等で穿鑿した後で、次のような言及を行っている。「以上の如く「神」の「上」との共通点を探つてみるとそこにこの二語のもつ正しき理解が生まれ出づる。／即ち人の力以上のものに対する場合と人間の最上位に対する称等なり、又実際古文書等に使用されてゐる所より推理してどうしても語原を一つにすると考へられる。／神の歴史的推究考察をしてゐる大家の説がこの「神」は「上」なりの思索決定を下されてゐるのと思ひ合はされてほゝえまされるのである。そこで神道家あたりの神の説を考へて見るに全くもつておかしくなる、特に仏教味たつぷりな神説や、支那式神論を読み。そこにあまりにその作意的工作を見出してくる。／そこで再び仏教と神との関係がいかになつてゐるかについて考ふるに、仏教上の教理と区別してはその託宣等に於いては全く解釈も出来ぬものが多い。／神に祈誓する呪文のごときも仏教典中の梵語しつたん（悉壇）からとつたものから派生せるものが非常に多いことである。／かく考察して見るといさゝか教育上に於ける神についても深く究めずして敬神崇祖を教育すると被教育者が大人となり古文書を読んだ時に必ずその先生の「でたらめ」にあきれることであらう」（83頁）。彼らの言う「国史・日本精神の宗教的再認識」が那邊にあったかが窺い知れるであろう。

なお牧口の国体観の解釈については、本号収録の岩木勇作「牧口常三郎の国体観—「国体明徴論」における逆用のレトリック—」を参照されたい。

## <本文>

### 国体明徴と宗教革命

「国体明徴」問題は、岡田首相が二度までも声明書を發表したに拘らず、未だ片付いた風もなく、又もち上らうとしてゐた間に、議会は解散となつた。一たいこの問題は、いつになつたら如何なる方法によつて、解決のつくものであらうか。迫るものにも迫られるものにも、しつかりした見通しもつかず、確かな定案もなく、まるで盲目めつぼうの擲り合ひを見るが如きだから始末が悪い。

それよりか遙か適切なことは、小・中学校の實際生活に於ける国体明徴の取扱ひ方の問題であらう。国史中の最大忠臣の一人としての和氣清麿を、学校で教授するに当り、「宇佐八幡宮の神託を如何に取扱つてゐるであらうか」の疑問がそれである。

宗教に対して無知識なる歴史家たちは、宗教的根柢からでなければ、到底解すべからざる斯やうなる宗教問題を取扱ふに「触らぬ神に祟りなし」の回避的態度を以てし、従つて不知不識の間に、当然の唯物論的解釈に陥り、國民をして事實の真相を見誤らしめ、半面を以て全体と解するに至らしめたのである。

斯やうにして敢て事實の否定はしないでも、進んで肯定もせぬ不即不離の指導に従つた学校教師は、やはり半信半疑の態度を以て、架空想像のお伽噺くらゐにしかして居ないではないかと思はれる。果して然らば、虚妄なる伝説の上に、歴史の事實を結び付けて國民の信念を確立せしめんとするもので、影響するところの甚大なる由々しき問題ではないか。こんな事で国体の觀念の涵養が出来るであらうか。

之はすべての学校に於ける現在最も適切なる實際問題であると思ふが、教育家諸君は如何に、かゝる活問題をこなしつつ、その貴重なる職責を尽しつつあるであらうか。とは吾々が屢々提出して解答を求め、研究を促したものであるが、未だ一人の異議を申込んだものもないのを甚だ心細く思ふところである。がしかし、之は思ふものに無理があるであらうか。

単に想像のお伽噺くらゐに見過すならば、知らないだけのこと故まだ罪は浅いといつてよいかも知れぬ。が、一歩進んで知つた振りをなし、多少こぢ付けの解釈を下すものが、往々あるに至つては、戦慄に値するものがあつて、とても傍觀し能はざるものである。

これは和氣清麿が道鏡を折伏のために、宇佐八幡宮の神託にかこつけて、勝手な捏造をなしたと、まさか陽には言へまいが、陰にはさう思はしめるやうの取扱ひすることで、想像の伝説としてゝは満足が出来ない唯物論者には、考への持つて行き所のない結果、自らこゝに陥るに至るといふのである。

万が一にも斯様なことに解釈するものがあるとすれば、それこそ今時の考へを以て、政争の具に宇佐八幡宮の神託を供したとするもので、誠に戦慄すべき重大事でなけ [れ] ばなるまい。もしかうなつたら、単に史実を信ぜしめざるに留らず、また清麿の大誠忠を沫 [抹] 殺するが上、さらに奸悪なる行為とさへも思はしめることに、論理の結果は到達せしめざるを保証し得ないことゝなるであらう。

これは殊更に打ち明けて問ふものがなければこそ、あらはに言ふものもないので、一般の意識に上らないまでのことであるが、国史教授の徹底を止むことを得ないほどの純真教育者の偽らざる告白をさせるならば、勢ひ今のところ、そこまで陥らねば他に行き所がないといふのが、彼等の真率なる心情なるが故にかくは云ふのである。

是は決して平凡なる歴史上の一小事ではない。天壤無窮の御神勅の現實なる証明となつてこそ、初めて万邦無比なる日本国体の明徴の根柢が得られる。さもなければ肇国の御神勅でさへも、やはり非現實の一神話と見做されるの危険がないと限るまい。然らば形式的に国体の明徴を何ほど

繰り返した所で、徒勞であることが解るでないか。

国史教育をこゝまで徹底しなければ、国民教育の価値がないことが解ると共に、宗教革命にまで至らなければ、その徹底が期し難いことが明かとなつたであらう。吾々が袖手傍觀し能はぬ所以である。

然らば各自の宗教革命を断行して最高宗教の信仰にまで達すればその辺の理解も出来るであらうか。吾々は出来ると断言し得る確信を持つ。ともかくも、宗教上の史実を宗教無視の唯物論的解説だけでは、断じて理解し得られぬといふことだけは、是非共明記しなければならぬ。

### ⑬「教育者煩悶相談 教育者の転任の問題」(『新教』第6巻第3号)

#### <解説>

『新教』第6巻第3号、日本小学館、1936年3月15日発行。33頁に掲載。質問者の文章はポイントを下げて表示している。

本作品は、宮城県の小学校教員からの質問に対して牧口が答えている。質問者は、自身のマルキシズム的な言動を含めた勤務態度を理由に校長から転任を強要されているが、あまりにもくだらない理由なので対抗しているという。質問者は、職を失ってもよいが、マルキシズムの抛棄はどうしてもできない、どうすればよいかと投げかけている。それに対して牧口は、潔く退職して主義に尽くせばよいと思うが、それができない所にあなたの苦悩があるのだろう。マルキシズムを抛棄しても、自分を満足させるものもなく転向しきれない所にも悩みがあるだろうとして、最後の一策として、牧口の小冊子『赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか』を紹介している。

小冊子『赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか』の本文は、本研究所紀要『創価教育』第16号(2023年)の資料紹介に掲載されている。また、その解釈については『創価教育』第16号に収録の岩木勇作「治安維持法下における思想犯転向輔導施策への牧口常三郎の対応に関する研究—牧口常三郎の『赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか』を読み解く—」を参照されたい。

#### <本文>

転任の問題

宮城県 S・K生

#### 【問】

私は県の師範学校を卒業してから今年で丁度満四ヶ年になります。卒業の当時帝都を始めとして各地方に右翼、左翼の問題等が頻りに起り、実に搔[騷]がしかつたのです。温室的に書生々活を終へて来た私にとっては此の実社会に飛び出して見て、唯啞然たらざるを得なかつたのです。

幸な事には私には師範時代からの本当に心から話し合ふ友達が二人あつたので、其の友達と行き来し、文通をしてお互に励まし合つて居りました。友達等と種々話し合つたゞけではどうしても満足することが出来ず、何かしか

確固たる信念の必要を痛感して居りました。ふとした事からマルキシズムの一青年と知り合ひ、その人の積極的実践性に打たれ、其の人の影響を受けて遂に辯証法的唯物論者に陥つて仕舞ひました。そして通常職員室にも、或は同僚と語り合ふ場合にも、その語句を用ひて凡ての事象の解釈をして行くやうになつて来たのです。

ところが次第に私の意識が進むに従つて、表面的に現はすことの非を悟り、カモフラージュのため酒を飲み、偽悪的姿態をしておりました。校長は私の不慮な行為、云い分に恐れを抱いてゐたので、此の私の傾向に内心喜びを感じ、私のなした抹消的の悪事を指摘して、他校へ転任することを強要するのです。私は余りにもくだらぬ理由なので転任強要に対して、対抗してゐるのです。

すると近頃では「君の後釜は定まつてゐる、君の行くところが決らない、浮いて仕舞ふよ」と云ふ。「私はあなたの勝手な処置にはどうしても賛同する事は出来ません」と云つて校長の云ふ事を聞かないで居ります。このまゝ自分の職を失ふとも敢えて差支ありません。又理論としてマルキシズムの放棄はどうしても出来ません。先生どうしたらいいでせうか。

### 【答】

県知事から辞令を貰つて教職に就て居り、その内申権は学校長及び監督官庁にある以上、この命令を拒むことは出来ないものであるから、頑張つて見たところで、何にもなるまい。賛同出来なければ潔く退職して主義のために尽すより外に途はないでせう。が、またそこでの決心もつかない所にあなたの苦悩があるのでせう。

さて之をどうするか。沢山の先輩友人共の親切なる忠告者はあつても、今のところ、そのマルキシズムを抛棄されて、しかもあなたの折角の熱烈なる社会救済の志望を満足させるものもない所に所謂「転向」しきれない他の悩みがあらう。而して之に対してありふれた家庭上の煩悶や、空疎なる日本精神などでは耳にタコのように聞かされた所として、却つて反感を増大する位のものであらう。

然らば今の世に君の如き、尖鋭なる思想家を動かすだけのものはないか。社会科学だけでは、恐らくはそれを克服させることは出来ないではあるまいか。それでもなほ何物かを求めなければならぬといふだけの余裕があるならば、茲に最後の一策があるが如何、それは某県有名なる教育界の赤化事件によつて、首になり、又は処刑されたもの五氏が本会の仲間になつて、完全に転向し、今では明朗に、当時の積極的な勇気も恢復し、進んで日本の教育宗教革命運動に精進しつゝある実例があることである。

そしてその精神革命の根柢として「赤化青年の完全転向は如何にして可能なるか」と、昨年十二月の本誌に発表し、なほ之れを「パンフレット」として印刷してあるが、一読されては如何。